

プラスチック製容器包装類（週1回 曜日）

2ページで収集曜日確認

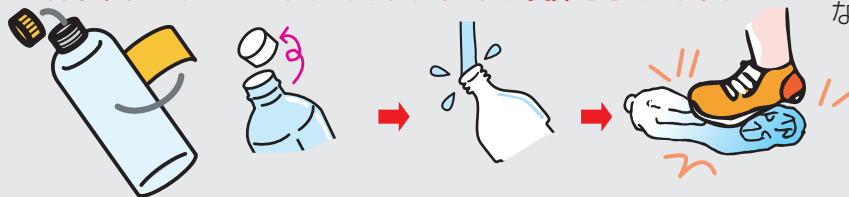
容器包装とは、商品や食料品の中身を出したり、食べたりして不要になった容器、またはそれを包んでいた包装材をいいます。

対象になるもの

プラスチック製容器包装のマーク（・）がある品目が対象になります。

●ペットボトル（マークがあるもの）

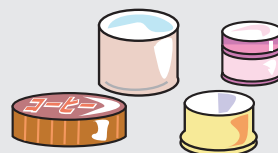
★キャップがついたままだとリサイクルに支障をきたします。



- ①キャップとラベルは、はずして ②中を軽くすすぐ ③軽くつぶす
一緒に指定袋へ（金属製のキャップは「燃やさないごみ」へ）

●キャップ類

インスタントコーヒーやペットボトルなどのプラスチック製キャップ



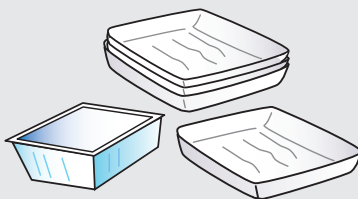
●ボトル類

シャンプー・洗剤・ソース・乳酸菌飲料などのボトル



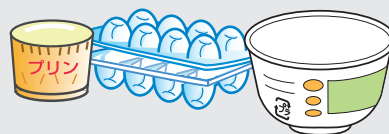
●トレイ類

生鮮食料品・惣菜などのトレイ



●カップ類

プリン・卵パック・カップめんなどの容器



●チューブ類

マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびなどのチューブ



●ネット類

野菜や果物が入っていたネット（発泡スチロール製ネットを含む）



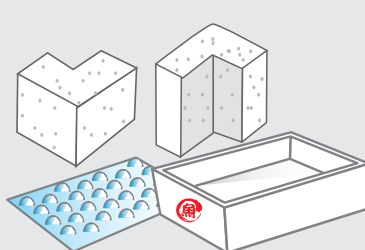
●ポリ袋・ラップ類

レジ袋・お菓子の袋・食品や惣菜などを包むラップ



●発泡スチロールなどの緩衝材類

家電製品などの緩衝材として使われている発泡スチロールなど



☆値札やバーコードのシールをはがす必要はありません。
☆生ごみを入れる小袋として使用したレジ袋は、「燃やすごみ」で出してください。

☆指定袋に入らない大きさのものは小さくして指定袋に入れてください。

出すときのルール

- 中身を残さないで、中を軽くすすいでください。
- チューブ類などの中がすすげないものは、使い切ってください。
- 「プラスチック製容器包装用」の指定袋に直接入れてください。

プラスチック製 容器包装用

(Plastic Container
and Wrapping)



お願い

- 風が強い日は、袋が飛ばないようにご注意ください。
- 刃物や注射針等を入れないでください。

対象外のもの

プラスチック製商品**そのもの**で「燃やすごみ」扱いの主なもの

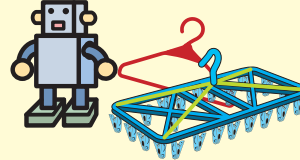
×ビデオテープ・CD
(ケースを含む)



×長靴・ビニール
ホース・ゴム手袋



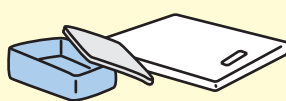
×おもちゃ(プラ製)
ハンガー(プラ製)



×洗面器・歯ブラシ
スポンジ



×まな板(プラ製)
保存容器(プラ製)



×植木鉢(プラ製)



※在宅医療廃棄物のチューブやバッグ類は、プラマークが付いていても「燃やすごみ」として出してください。
— 25ページをご覧ください。

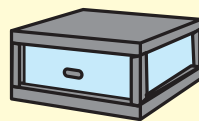
「燃やすごみ」へ
4ページ参照

プラスチック製商品**そのもの**で「大型ごみ」扱いの主なもの

×灯油ポリタンク
(18リットル以上)



×衣装ケース



×プランター



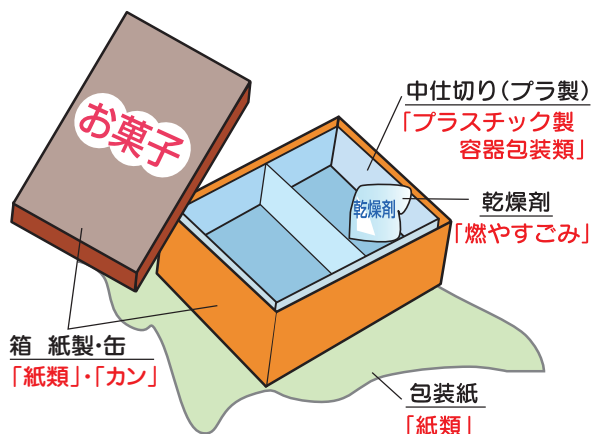
大型ごみへ
13ページ参照

プラスチック製
容器包装類

《容器包装類の分け方参考例》

同じ容器や包装のものでも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、
ご注意ください。

菓子箱



電化製品などを購入した箱の場合

